

2 福祉学科で取得できる免許状

現在、福祉学科で取得できる免許状は、下記のとおりです。

■ 養護教諭一種免許状（教育職員免許法第5条）

養護教諭一種免許状は、福祉学科履修科目表（＊履修規程別表第一）に定められている卒業要件を満たす科目的履修に加えて、福祉学科履修科目表（＊履修規程別表第一、履修規程別表第二（P131）に定められている“養護教諭一種免許状”を取得する上で 必要となる所定の科目を履修し、単位を修得することによって申請し、取得することができます。

*キャンパスライフ抜粋

免許状取得後の就職先

養護教諭一種免許状

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・
中等教育学校・特別支援学校の養護教諭

3 養護教諭とは

➤ 養護教諭

養護教諭の職務は、学校教育法で「養護をつかさどる」と定められています。

[これからの学校保健に求められている養護教諭の役割]

- (1) 学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でコーディネーターの役割
- (2) 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な健康相談、健康観察、保健指導の充実
- (3) 学校保健センター的役割を果たしている保健室経営の充実（保健室経営計画の作成）
- (4) いじめや児童虐待など児童生徒の心身の健康問題の早期発見、早期対応
- (5) 学級（ホームルーム）活動における保健指導をはじめ、T・T や兼職発令による保健教育などへの積極的な授業参画と実施
- (6) 健康・安全にかかわる危機管理への対応
救急処置、心のケア、アレルギー疾患、感染症 等
- (7) 専門スタッフとの連携協働

参照：学校保健の課題とその対応－養護教諭の職務等に関する調査結果から－ 日本学校保健会 2020

年度改訂

養護教諭は、保健室で活躍するイメージが大きいと思いますが、上記のように学校保健活動の中核的役割を果たし、現代的な健康課題に対応していくために、新たな知識や技術を習得していくことが求められています。

4 養護教諭一種免許状の科目

養護教諭一種免許状は、下記に示す「教育職員免許法施行規則に定められた養護に関する科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた教職に関する科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた第 66 条の 6 に関する科目に対する本学の開講科目」を履修し、単位を修得することによって、申請することができます。

〈教育職員免許法施行規則に定められた養護に関する科目に対する本学の開講科目〉

施行規則に定める科目	本学開講科目	単位数	施行規則に定める科目	本学開講科目	単位数
衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	医学概論	4	「微生物学、免疫学、 薬理概論」	微生物学	2
	公衆衛生学	2		薬理学	2
学校保健	学校保健	2	精神保健	現代の精神保健の 課題と支援 I II	4
養護概説	養護概説	2		臨床心理学概論	2
健康相談活動の理論及び 方法	地域保健学 I	2	看護学 (臨床実習及び救急処 置を含む)	看護学	4
	地域保健学 II	2		基礎看護技術	2
栄養学（食品学を含む）	栄養学	2		看護臨床実習	4
解剖学及び生理学	解剖学	2			
	生理学	2			

〈教育職員免許法施行規則に定められた教職に関する科目に対する本学の開講科目〉

施行規則に定める科目区分等		本学開講科目	単位数
科目	各科目に含める科目区分等		
教職の意義に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職概論	2
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念及び教育に関する歴史及び思想	教育原理	2
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害ある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む）	教育心理学	2
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育社会学	2
	・特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1
教育課程に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	2
	・道徳及び特別活動に関する内容	道徳教育の理論と実践 特別活動及び総合的な 学習の時間の指導法	2 2
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）	教育方法論 教育における ICT 活用	2 1
生徒指導及び教育相談に関する科目	・生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む) の理論及び方法	教育相談 (カウンセリングを含む)	2
養護実習		養護実習事前事後指導 養護実習	1 4
教職実践演習		教職実践演習(養護教諭)	2

	施行規則に定める科目区分等	本学開講科目	単位数
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	日本国憲法	2
	体育	チームスポーツ	1
		生涯スポーツ	1
	外国語コミュニケーション	基礎英語	1
		実用英語コミュニケーション	1
	情報機器の操作	情報処理基礎	1
		情報の理解と表現	1

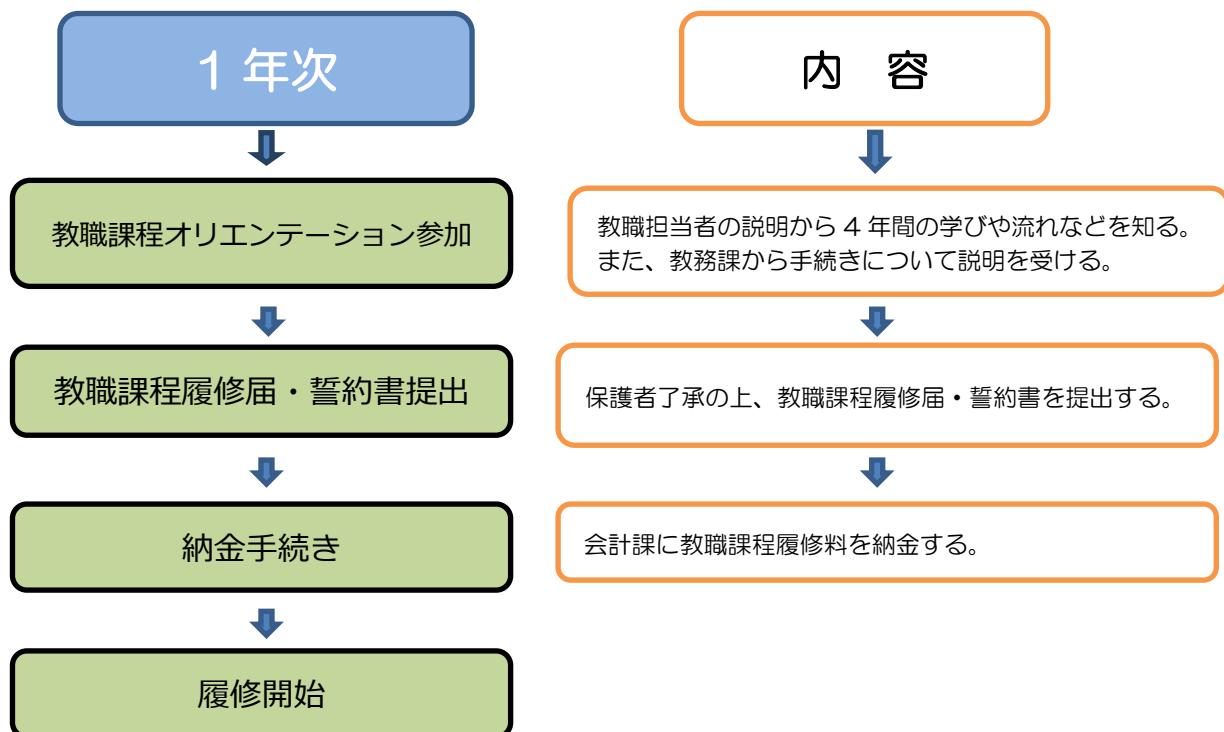
<教育職員免許法施行規則に対する大学が独自に設定する科目に対する本学の開講科目>

施行規則に定める科目	本学開講科目	単位数	備考
大学が独自に設定する科目	学校保健教育法	2	

5 福祉学科教職課程への履修と辞退

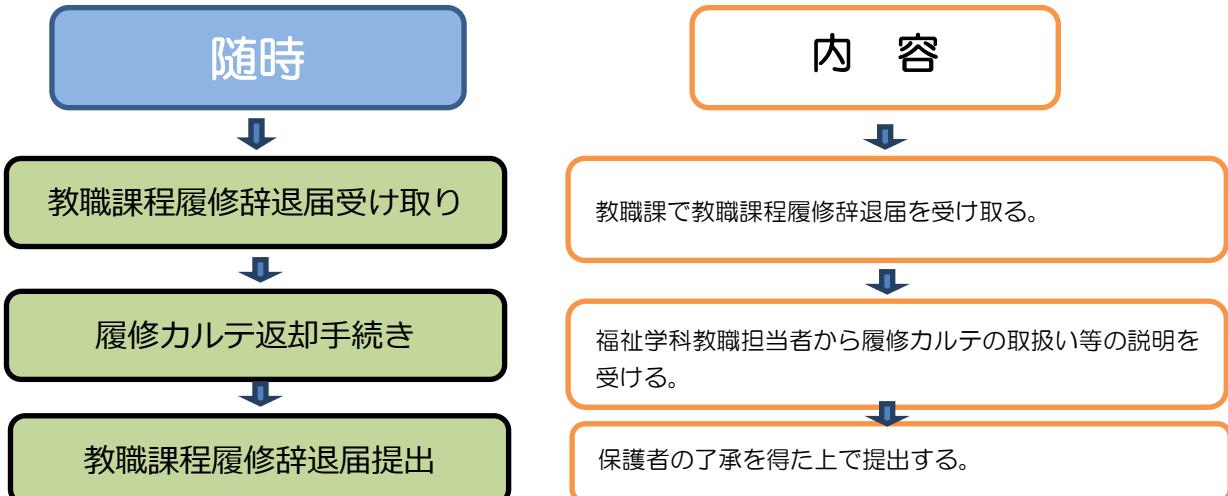
➤ 履修について

福祉学科教職課程の科目履修は、1年次の前期から授業を体系的に履修し単位を取得する必要があります。そのために、教職課程の履修を望む場合は、4月の入学直後に行われる教職課程オリエンテーションに必ず参加して、履修を開始するために求められる要件を確実に把握してください。



1年次後期より教職課程を履修する場合は、前期に教育職員免許法施行規則第66条の6に定められた本学の「チームスポーツ」・「情報処理基礎」・「基礎英語」を履修していることが必要です。

➤ 履修の辞退について



※ 辞退をする前に、必ず教職課程の担当教員に相談してください。

6 福祉学科の教職課程履修の流れ

学生の皆さんが、教育職員免許状を在学中に取得するためには、教職課程の履修が必要になります。履修の流れは下記を参考にし、受講・実習・採用試験・就職などに関してわからないことがあれば、早めに教務課及び教職担当者に相談してください。

学生の皆さんへの連絡は、6号館前の掲示板【教職課程コーナー】で行います。各自の責任で必ず確認するようしてください。

また、オリエンテーション・説明会等を欠席することはできません。

1年次

教職課程

福祉学科の教育課程

- 4月 教職課程オリエンテーションに出席
教職課程手続き
教職課程 前期履修開始

教職課程履修について

- 10月 教職課程 後期履修開始
履修カルテ説明会に出席

履修カルテについて

2年次

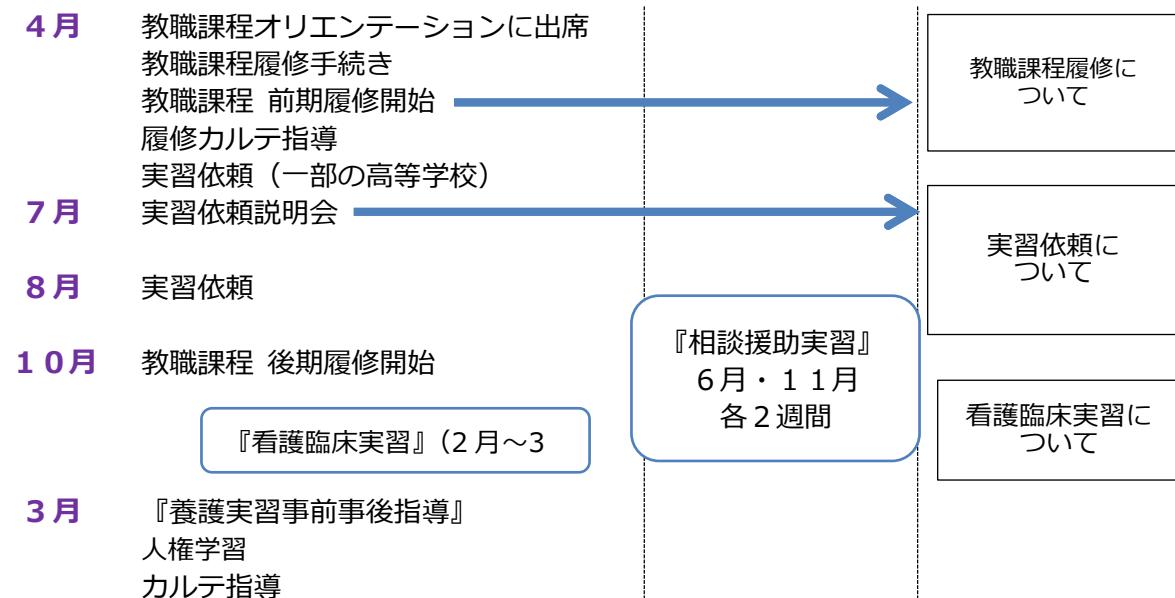
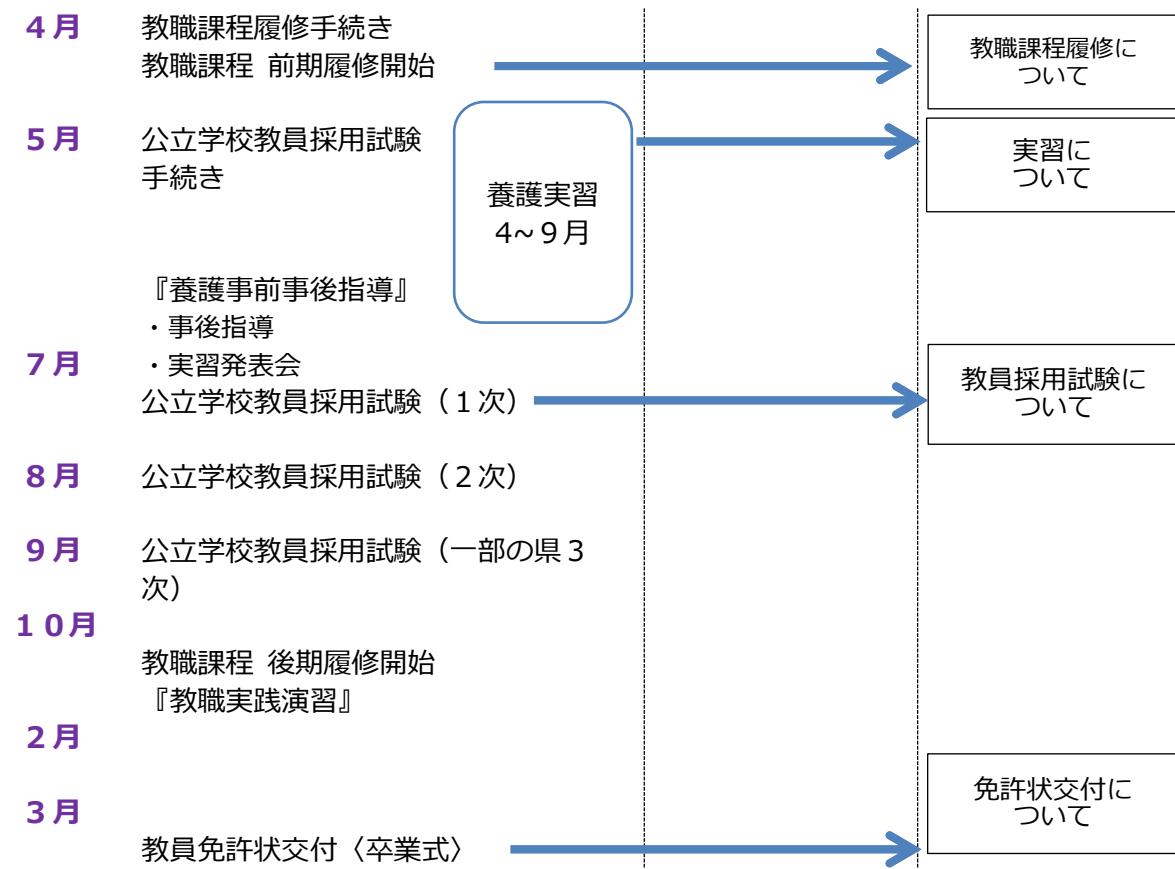
- 4月 教職課程オリエンテーションに出席
教職課程手続き
教職課程 前期履修開始
履修カルテ指導

教職課程履修について

- 8月 教職課程オリエンテーションに出席
(必要に応じて面接指導を行う)

- 10月 教職課程 後期履修開始
履修カルテ指導

- 3月 履修カルテ指導

3年次**教職課程****福祉学科の教育課程****4年次**

*『』は、講義名を表しています。

7 福祉学科教職に関する科目(履修規程別表第二)

科 目 単 立	養 教 一 種 免	開講時期・週授業時間数				備 考	
		1 年次		2 年次			
		前 期	後 期	前 期	後 期		
		期	期	期	期		
教職に 関する 科目	教 職 概 論	2	2		2		
	教 育 原 理	2	2	2			
	教 育 心 理 学	2	2	2			
	教 育 社 会 学	2	2	2			
	教 育 課 程 論	2	2	2			
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2		2		
	特別支援教育論		1		2		
	教 育 方 法 論	2	2	2			
	教育における ICT 活用	1	1	1			
	学校保健教育法	2	2		2		
	道徳教育の理論と実践	2	2	2			
	生徒・進路指導論	2		2			
	生徒指導論	2	2	2			
	教育相談(カウンセリングを含む。)	2	2	2			
	養護実習事前事後の指導	1	1		← →		
	養 護 実 習	4	4		← →		
	教職実践演習(養護教諭)	2	2		2		

注 1) 教職免許状を取得しようとする学生の皆さんには、「日本国憲法」、「チームスポーツ」、「生涯スポーツ」、「基礎英語」、「実用英語コミュニケーション」、「情報処理基礎」、「情報の理解と表現」を履修しなければなりません。

注 2) 教職課程を選択する学生の皆さんには教職課程履修料の納入など大学が定める諸手続を行わなければなりません。

注 3) 履修規程別表第二の履修は教職課程選択の手続きを行った学生を対象とします。

8 養護教諭一種免許状取得 履修モデル

		1年次		2年次		3年次		4年次		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教職に関する科目		<ul style="list-style-type: none"> ● 教育原理 ● 教育における ICT 活用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職概論 ● 教育心理学 ● 道徳教育の理論と実践 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育社会学 ● 教育課程論 ● 教育相談 (カウンセリングを含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 ● 教育方法論 ● 生徒指導論 ● 特別支援教育論 	<ul style="list-style-type: none"> ● 養護実習事前事後指導 ● 学校保健教育法 	 <ul style="list-style-type: none"> ● 養護実習 ● 教職実践演習(養護教諭) 			
総合人間科学	心身と健康	<ul style="list-style-type: none"> ● チームスポーツ ● 生涯スポーツ 								
	環境と情報	<ul style="list-style-type: none"> ○情報処理基礎 		<ul style="list-style-type: none"> ● 情報の理解と表現 						
	国際社会と現代	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎英語 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本国憲法 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実用英語コミュニケーション 						
養護に関する科目	福祉心理臨床関係	<ul style="list-style-type: none"> ○臨床心理学概論 								
	保健・医療関係	<ul style="list-style-type: none"> ○微生物学 ○医学概論 ○解剖学 ○学校保健 	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養学 ○生理学 ○養護概説 ○看護学 	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎看護技術 ○薬理学 ○公衆衛生学 ○現代の精神保健の課題と支援Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域保健学Ⅰ ○看護臨床実習 ○現代の精神保健の課題と支援Ⅱ 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域保健学Ⅱ 				

9 福祉学科で教員免許状を取得するための要件

➤ 「看護臨床実習」の履修要件

養護教諭一種免許状を取得するためには、3～4年次に「看護臨床実習」の履修が必要です。

「看護臨床実習」を履修するためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 3年前期までに開講されるすべての「養護に関する科目」の単位修得が必要です。(下表の*印の科目)
- ② 3年後期から開講される「養護に関する科目」の履修が必要です。(下表の#印の科目)

〈養護に関する科目〉

1年後期	微生物学*	臨床心理学概論 I *	
2年前期	医学総論*	解剖学*	学校保健*
2年後期	栄養学*	生理学*	養護概説* 看護学*
3年前期	基礎看護技術*	薬理学*	公衆衛生学* 現代の精神保健の課題と支援 I *
3年後期	地域保健学 I # 現代の精神保健の課題と支援 II #		
4年前期	地域保健学 II #		

➤ 「養護実習」の履修要件

養護教諭一種免許状を取得するためには、4年次に「養護実習」の履修が必要です。

「養護実習」を履修するためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 3年後期までに開講されるすべての「養護に関する科目」および「教職に関する科目」の単位修得が必要です。(下表の*印の科目)
- ② 3年後期から開講される「看護臨床実習」及び「養護実習事前事後の指導」を含め、4年次に開講される「養護に関する科目」および「教職に関する科目」の履修が必要です。(下表の#印の科目)
- ③ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目をすべて修得しておくこと。
(日本国憲法 チームスポーツ、生涯スポーツ、基礎英語、実用英語コミュニケーション、情報処理基礎、情報の理解と表現)

〈養護に関する科目〉

1年後期	微生物学*	臨床心理学概論*
2年前期	医学総論*	解剖学* 学校保健*
2年後期	栄養学* 生理学* 養護概説* 看護学*	
3年前期	基礎看護技術* 薬理学* 公衆衛生学* 現代の精神保健の課題と支援 I *	
3年後期	地域保健学 I # 看護臨床実習# 現代の精神保健の課題と支援 II #	
4年前期	地域保健学 II #	

〈教職に関する科目〉

1年後期	教育原理* 教育におけるICT活用
2年前期	教職概論* 教育心理学* 道徳教育の理論と実践*
2年後期	教育社会学* 教育相談* 教育課程論*
3年前期	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法* 教育方法論* 生徒指導論* 特別支援教育論*
3年後期	学校保健教育法# 養護実習事前事後の指導#
4年前期	養護実習#
4年後期	教職実践演習（養護教諭）#

➤ 養護実習に対する福祉学科の姿勢

福祉学科教職課程は、養護実習を教職課程の大きな区切りと考えています。また、実習といえども教育現場において専門職として働くことは、児童生徒・保護者・教育現場に対し大きな責任を背負うことでもあります。この責任の重さを実習生と教職課程が共に自覚し、よりよい実習を通じて学生が成長し、教育現場に何らかの貢献ができるよう努力していかなければなりません。

優れた教員を目指す努力を重ねるのは当然として、結果として適性や能力、意欲等の点で養護実習に耐えうるものとなる必要があります。常に自己省察を行い、今の自分に不足しているものを補い、長所を伸ばしていきましょう。教職課程の担当教員は学生一人ひとりが自分で歩む学びのプロセスを支援します。時には学生本人が気づかない問題点を指摘し、適切な課題を与えることもあるでしょう。自己省察と周囲のアドバイスを上手に生かしてください。

※履修カルテを活用した指導については「10 履修カルテについて」を参照

10 履修カルテについて

▶ 履修カルテ

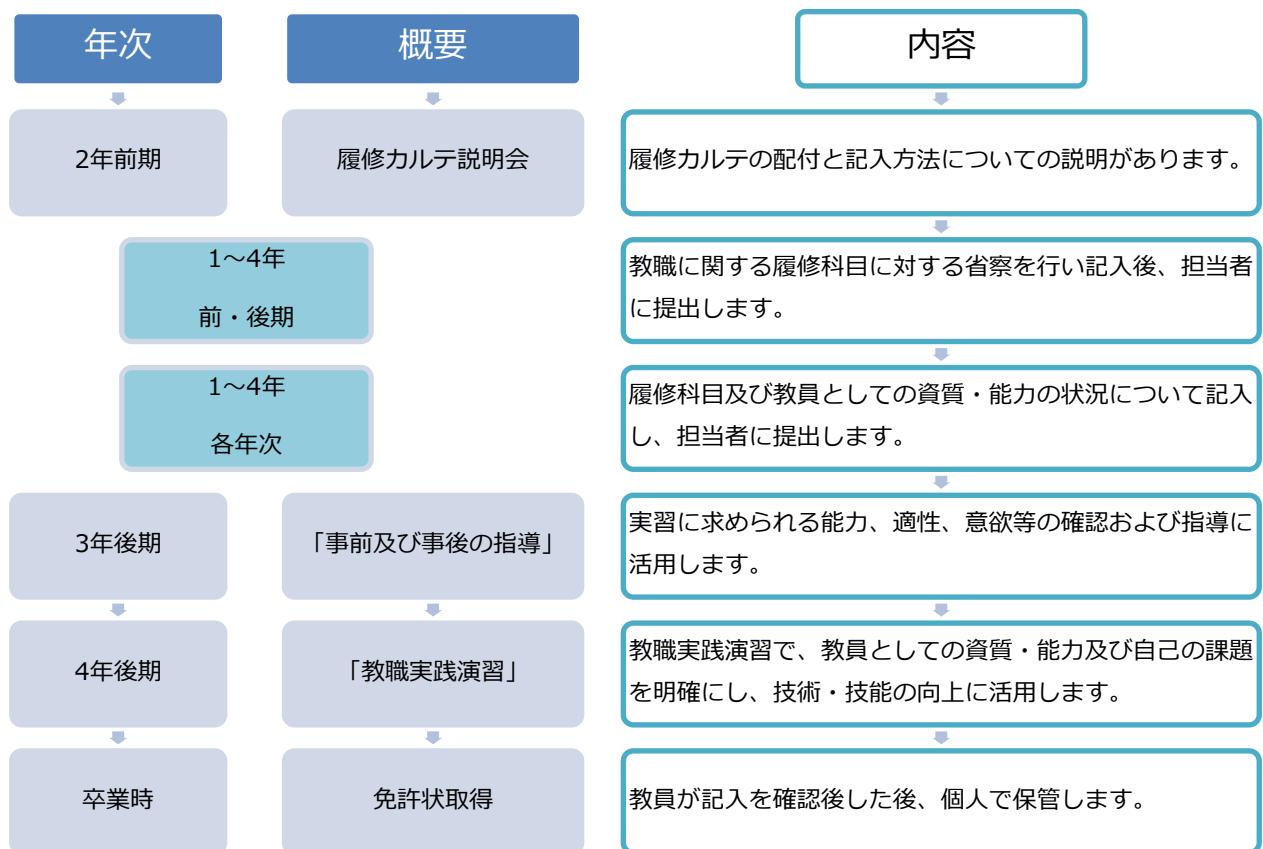
本学では、1年次から教師の資質を高めるためのカリキュラムを厳選して準備し、養護実習の後に「教職実践演習」の科目を設置しています。この科目は1年次からの教職に関する指導、および養護実習、体験的授業科目などを通して教員として必要な実践的指導力が有機的に統合され形成されたかについて、学生自身によって確認するものです。いわば全学年を通した「学びの集大成」です。将来教員になる上で自分自身にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできるようになることが期待されています。

学生一人ひとりが履修状況を自己確認し、学習効果とモチベーションを高め、自己学習に活用するために、履修カルテを作成します。履修カルテは履修状況とともに到達目標、体験学習、ボランティア等について学生自身が4年間にわたって記入していくことになります。

福祉学科では、教育現場で求められる優れた養護教諭養成にむけて、教職課程参加者に対する履修指導を行います。指導は以下のよう観点から行われます。

- ① 学生自身が主体的に学び、自己の成長を求める基本とする。
- ② 教員に求められる資質能力について、各学年段階における教職イメージの明確化を促す。
- ③ 福祉学科の卒業必修科目、教職に関する科目、養護に関する科目、教員免許法施行規則66条の6に定める科目について具体的な努力目標を示し、達成に向けた支援を行う。
- ④ ボランティアその他の自己学習の充実に向けた支援を行う。
- ⑤ 教員に求められる資質や適性について、自己省察と資質向上への取り組みを支援する。
- ⑥ 教員採用試験に向けた個人およびグループ学習を支援する。
- ⑦ 4年次に実施される養護実習に向けて、能力や適性、意欲等の点で必要とされる水準に達していない者については、面接指導その他必要な指導を行い、一層の実力向上を促す。
- ⑧ 学生の能力や適性、意欲等の状況により、養護実習に耐えうるか否かを適切に判断する。
- ⑨ 養護実習で明らかになった課題解決のために、また卒業後の教職キャリアの充実のために、履修カルテ指導と教職実践演習の有機的連携を図る。

➤ 履修カルテの管理と活用



- * 履修カルテの提出や配付の時期は、随時掲示板等で連絡します。提出期限を守ってください。

11 福祉学科教職課程の実習について

◇養護実習の目的

教育課程で学んだ理論をベースに学校現場を経験し、学校教育における学校保健活動及び養護教諭の職務を理解するとともに、養護教諭としての実践的能力及び研究的態度を養う。

◇養護実習の目標

- (1)各実習校の特性（校種・規模・地域特性）を理解し、その特性をベースにした実習校の教育計画と学校保健の位置づけを理解する。
- (2)学校保健活動を推進する上での校内・校外の組織とその連携の活動状況を理解する。
- (3)一般教員又は各教員の職務の理解に努め、教育の目的に対する全教員の相互援助の機会、方法を学ぶ。
- (4)教育活動、特に学校保健活動の中での養護教諭の立場とその中で果たさねばならない養護教諭の職務を理解する。
- (5)児童・生徒の心身・生活の状況及び健康課題の構造を理解する。

◇養護実習の内容

実習内容は、実習校の実情に応じて実習指導者と相談して学校教育、保健教育、保健管理、組織活動などの実習内容を計画すること。特に養護教諭の職務内容については実習校の重点的な保健活動あるいは実習期間中の行事等を考慮して実習を行う。ただし、実習機会のない項目についても可能な限り講話や資料で学習し、実習校における学校保健活動全体の概要を把握できるようにすることが望ましい。

時期	概要	内容
3年前期終了時 ※1	実習依頼説明会	教職課程全体で担当者及び教務課より、実習依頼に関する説明があります。
夏季休業中	実習校訪問	養護実習は、各自で希望する出身校に依頼に行き内諾をいただきます。
3年後期～4年前期	事前指導	看護実習終了後から、実習に向けて演習を中心とした実践を行っていきます。
4年前期	現場実習	実習校で担当者を中心に指導を受けながら児童生徒と関わっていきます。
4年前期	事後指導	実習の成果をレポートにまとめ、福祉学科内で発表します。

※1 高等学校での実習については、4年4月までに実習依頼説明会を行う。